

# 北九州市立消費生活センター ヤング消費者トラブル情報



## 成人式の晴れ着レンタル

## 早期契約は慎重に!



### 【相談事例1】

18歳になって成人式用の着物をレンタル店で、手付金5万円を払って契約した。2ヶ月後気が変わりキャンセルを申し出たところ、衣装代24万円に対し19万円のキャンセル料を請求された。

### 【相談事例2】

2年後の成人式の振袖をレンタルするつもりで、母と展示会へ行った。そこで展示会スタッフに強く勧められ、総額46万円の振袖セットを分割で購入する契約をした。2日後事業者へ解約を申し出たが、解約できない。

成人式の晴れ着の購入、レンタル、いずれも早い時期からダイレクトメールなどで勧誘が始まります。契約前に十分な情報を集め、慎重に検討しましょう。

### 【アドバイス】

#### ●契約前に確認しましょう!

- レンタルされる商品の内容: 衣装のほか小物など、何が「レンタルされる商品」ですか。
- レンタル以外のサービスの内容: 着付けや写真撮影など、どんなサービスがありますか。
- 料金: 「何」に対して「いくら」支払いますか。
- レンタルの期間: 貸出日と返却日
- 契約の成立時期
- 解約条件: どういう場合に解約できますか。
- キャンセル料: 「いつ」から、「どのくらい」かかりますか。

#### ●困った時や不安な時は、消費生活センターへご相談ください。



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999  
小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500  
小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610  
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)